

# ナイガイ株式会社 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、また、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

令和 8 年 4 月 1 日 ～ 令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）

## 2. 目標と取組内容・実施時期

### 【女性活躍推進法】

**目標 1 技術職の女性を毎年度 1 人以上採用する。**

#### <取組内容>

令和 8 年 4 月～ 学校訪問や合同企業説明会等において、女性にも技術職の仕事内容や働き方が伝わるよう情報提供を行う。

令和 8 年 4 月～ 採用ホームページや会社説明会等を通じて、女性技術職の採用につながる情報発信を行う。

### 【次世代育成支援対策推進法】

**目標 2 計画期間における男性の平均育児休業取得率を 20%以上とする。**

#### <取組内容>

令和 8 年 4 月～ 本人または配偶者の妊娠・出産の申出があった社員に対し、育児休業制度等について個別に案内し、取得を促進する。

**目標 3 フルタイム労働者一人当たりの各月ごとの法定時間外労働及び法定休日労働の合計時間数を 15 時間未満とする。**

#### <取組内容>

令和 8 年 4 月～ 時間外労働の状況を定期的に把握する。

令和 8 年 4 月～ 長時間労働の抑制について、社内への周知・啓発を行う。